

日本ソフトテニス連盟指導基本規程

「前文」

この規程は、日本ソフトテニス連盟及びこれに加盟する傘下団体並びに加盟者が、ソフトテニスに関する活動に際して、個人の人格の尊厳を確立し、これに基づきソフトテニス活動に関する参加者の人格及び技能の最大限に発達させることをはかり、その能力が公平に発揮できることを確保し、以ってソフトテニス並びに日本ソフトテニス連盟とその傘下団体及び加盟者の能力の発展を期して定めるものである。

すべて人は、生まれながらにして平等に個人としての尊厳を有し、社会的に文化的生活を公平に保障されている。

およそスポーツは、文化的生活に必要な健全なレクリエーションであり、その機会を全ての人に公平に提供されなければならない、また心身を健やかに育てる教育の一貫としてその貴重な使命を承継してきている。

しかるに近時スポーツ界において、選手の個人の尊厳を侵害し、選手を隷属化しているかの如き不祥事が多々見られることは、真に遺憾な事態であり、社会はスポーツ組織とスポーツ指導者に初心に立ち返ってスポーツの真価を守り、これを発展させることを求めている。

これらの発生する遠因は、従来我が国においては教育ないし指導を指導者と指導を受ける者との関係を「命令と服従」とすることにより個人の人格が軽視ないし無視されることを看過してきた重大な欠陥にあり、さらに近時はアマチュアスポーツで獲得する成果がプロスポーツの登竜門の如く評価され商業化に影響されていることを直視しなければならない。

スポーツをレクリエーションないし教育手段として普及することをはかり、多くの人々がその利益を享受し、それぞれの能力を高上させことに貢献すると共に、そのスポーツ自体の発展させて後世に承継させるためには、有効かつ公平な組織活動と適切かつ公平な指導者とその活動を得なければならない。上記の不祥事の続発は、個々の指導者のみならず各スポーツ組織に組織の運営と指導者の養成に真摯な反省と対策の必要を示している。

個人の尊厳の確立と平等の原則、健全なレクリエーションの普及、教育はこれらに基いて個人の能力の最大限に発達できる環境を整えなければならないことは、世界人権宣言および児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の基本的精神に則るものであり、普遍の原理である。

われわれ日本ソフトテニス連盟においては、この普遍の原理に則り、日本及び世界のソフトテニスの普及と発展を期さなければならないことを確認してこの規程を定める。